

国立大学法人兵庫教育大学教職員給与規程

〔平成16年4月1日〕  
規程第57号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人兵庫教育大学教職員就業規則（平成16年規則第18号。以下「就業規則」という。）第24条の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）に勤務する教員及び事務職員（以下「教職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 教職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、当該給与の計算期間の途中に新たに教職員となった者その他これに準ずる者の給与支給日は、次の表に掲げる給与支給日の翌月とする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額	一の月の初日から 末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日、その日が休日に当たるときは翌日）
特殊勤務手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 宿直手当 管理職員特別勤務手当	一の月の初日から 末日まで	当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日、その日が休日に当たるときは翌日）
期末手当 勤勉手当 期末特別手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）
特別調整額		その月の17日（ただしその日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日、その日が休日に当たるときは翌日）期末手当、勤勉手当にかかるものは、6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）

2 教職員の給与は、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、改定するものとする。

(給与の支払)

第3条 教職員の給与は、通貨で直接教職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令で定めるもの及び労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、教職員の同意を得た場合には、教職員の預貯金口座に振込むことにより支払う。

(日割計算等)

第4条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 教職員が退職（死亡を除く。第5条、第20条、第28条、第31条及び第39条から第41条までにおいて同じ。）し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から国立大学法人兵庫教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第47号。以下「労働時間等規程」という。）第4条第1項、同条第2項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する休日（第5条第1項の規定により休日となった日を含む。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、教職員又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき。

(2) 教職員が死亡したとき。

(給与の非常時払)

第6条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ教職員から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず、当該請求があった日までの給与を日割計算により速やかに支払う。

(1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

(2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。

(3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

(4) その他特に必要と認めるとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

**第7条** 第23条及び第34条から第36条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額及び俸給の調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額を1箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第34条及び第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が特殊勤務手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

**第8条** 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

**第9条** この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第2章 俸給

(俸給)

**第10条** 俸給は、次条の俸給表に定める級及び号俸と俸給月額に基づき支給する。

(俸給表の種類)

**第11条** 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 一般職俸給表（別表第1）

イ 一般職俸給表（一）

ロ 一般職俸給表（二）

(2) 教育職俸給表（別表第2）

イ 教育職俸給表（一）

ロ 教育職俸給表（二）

(3) 医療職俸給表（別表第3）

イ 医療職俸給表（一）

ロ 医療職俸給表（二）

(4) 指定職俸給表（別表第4）

(5) 特任教員俸給表（別表第5）

(6) 特命教員俸給表（別表第6）

(初任給)

**第12条** 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

**第13条** 就業規則第10条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、昇格させることがある。

2 勤務成績が優秀な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき、1級上位の級に昇格させることがある。

(降格)

**第14条** 就業規則第20条第1項の規定により降任したときは、下位の級に降格させることがある。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

**第15条** 教職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級及び号俸は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

**第16条** 教職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級及び号俸は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

**第17条** 教職員（指定職俸給表又は特命教員俸給表）の適用を受ける教職員を除く。以下この条において同じ。）の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員にあつては、3号俸）とすることを標準として細則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員にあつては、57歳）を超える教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める教職員にあつては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、細則で定める。

**第18条** 削除

**第19条** 削除

## 第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

**第20条** 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この条及び第24条において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」

- という。)にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条による休業補償給付(休業特別支給金を含む。)を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。
- 2 教職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額、期末手当及び期末特別手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、国立大学法人兵庫教育大学教員の就業に関する規程(平成16年規程第38号。以下「教員就業規程」という。)第5条第2項の規定による休職の期間にあつては、その期間中、給与の全額を支給する。
  - 3 教職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給する。
  - 4 教職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等(期末手当及び期末特別手当を除く。)の100分の60以内を支給する。
  - 5 教職員が就業規則第13条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内(業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給する。
  - 6 教職員が就業規則第13条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給する。
  - 7 教職員が就業規則第13条第1項第5号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給する。
  - 8 休職にされた教職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
  - 9 第1項、第2項、第3項、第5項、第6項又は第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第39条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され(細則で定める事由により解雇された場合を除く。)、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当及び期末特別手当を支給する。ただし、第39条第3項第2号ロ及びハ(これらの規定を第41条第3項において準用する場合を含む。)に掲げる職員には支給しない。
  - 10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第39条第4項から第9項までの規定を準用する。この場合において、第39条第4項中「第1項の」とあるのは、「第20条第9項本文の」と読み替えるものとする。

(育児休業者等の給与)

**第21条** 国立大学法人兵庫教育大学教職員の育児休業等に関する規程(平成16年規程第49号。以下「育児休業規程」という。)により育児休業又は育児時間を取得して勤務しない教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(細則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある教職員には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- (3) 第40条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- (4) 第41条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(細則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある教職員には、第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。
- (5) 育児休業をした教職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の3分の3以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、細則で定めるところにより、号俸を調整することができる。
- (6) 教職員が育児時間を取得して勤務しない場合には、第23条の規定により減額して給与を支給する。

(育児短時間勤務教職員の給与)

**第21条の2** 育児休業規程第14条第1項の規定に基づき勤務する教職員(以下「育児短時間勤務教職員」という。)の給与については、次の表の左欄に掲げる条項中の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	俸給月額	俸給月額に労働時間等規程第2条第2項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
第26条第2項	掲げる額	掲げる額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
第27条第3項	掲げる額	掲げる額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
第39条第2項	俸給月額	俸給月額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
第40条第2項	俸給月額	俸給月額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
第41条第2項	俸給月額	俸給月額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
第42条第2項	定める額	定める額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

**第21条の3** 削除

(介護休業者等の給与)

**第22条** 国立大学法人兵庫教育大学教職員の介護休業等に関する規程(平成16年規程第50号)により介護休業又は介護部

分休業を取得して勤務しない場合には、第23条の規定により減額して給与を支給する。

(給与の減額)

**第23条** 教職員が勤務しないときは、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、就業規則第52条第2項若しくは第53条に規定する就業禁止、労働時間等規程第18条に規定する休暇又は同規程第16条の規定によりその勤務しないことが認められている場合は、減額しない。

2 就業規則その他規程により勤務しないことが認められている場合であっても、特に給与を減額する旨規定されているときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の定めるところにより減額して支給する。

(俸給の半減)

**第24条** 前条第1項ただし書の規定にかかわらず、教職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この条において同じ。)に係る療養のため、又は就業規則第52条第2項若しくは第53条に規定する疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための労働時間等規程第23条に規定する病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患の場合にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

#### 第4章 諸手当

(俸給の調整額)

**第25条** 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、労働環境その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職及びその職を占める教職員の俸給の調整額は細則で定める。

3 前2項の規定は、指定職俸給表、特任教員俸給表又は特命教員俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

(管理職手当)

**第26条** 管理職手当は、細則で定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給する。ただし、指定職俸給表、特任教員俸給表又は特命教員俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

2 管理職手当の月額は、細則で定める管理職手当の区分(第39条第2項において「管理職手当の区分」という。)に応じ、別表第8に掲げる額とする。

3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定労働時間を超えて勤務した場合における割増賃金相当額(当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を除く。)を含むものとする。

(初任給調整手当)

**第27条** 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であるとして細則で定める教育職俸給表(一)の適用を受ける教職員の職に新たに採用された教職員(医師法(昭和23年法律第201号)に定める医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に定める歯科医師免許証を有する者であって、細則で定めるものに限る。)には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。ただし、前条の規定に基づき管理職手当の区分が1種の管理職手当の支給を受ける教職員、特任教員俸給表又は特命教員俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する教職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する教職員となった日までの期間が4年(医師法に定める臨床研修を経た場合にあっては6年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなる教職員(学校教育法に定める大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する教職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている教職員が就業規則第13条第1項の規定に該当して休職にされた場合における当該教職員に対する別表第7の適用については、当該休職の期間(第20条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとする。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規程による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に定める初任給調整手当及び他の法人等において支給される手当でこれに相当するものと認めた手当(以下「初任給調整手当等」という。)を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(扶養手当)

**第28条** 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、指定職俸給表、特任教員俸給表又は特命教員俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(第5項及び第7項において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特

定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、別に定める様式の扶養親族届により、直ちにその旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
  - (3) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
  - (4) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、扶養親族がない教職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合にはそれぞれその者が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、これを受けている教職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は教職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている教職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

- 第29条** 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して神戸市に所在する教育研究支援部教育支援課分室に所属する教職員に対して支給する。
- 2 地域手当の月額、俸給月額並びに俸給の調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額の合計額に、細則の定めるところによる地域ごとの支給割合を乗じて得た額とする。
  - 3 第1項に掲げる教職員が、異動により、加東市に勤務することとなった場合は、細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、地域手当を支給する。
  - 4 次に掲げる者から人事交流等により引き続き教職員となった場合において、採用等の事情及び当該異動前日の勤務地等を考慮して、本学が特に必要と認める場合は、細則の定めるところにより、第1項及び第2項の規定に準じて、地域手当を支給する。
    - (1) 他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターに勤務する者
    - (2) 給与法の適用を受ける職員（以下「給与法適用職員」という。）
    - (3) 検察官
    - (4) 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける者
    - (5) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人に勤務する者
    - (6) 特別職に属する国家公務員
    - (7) 地方公務員
    - (8) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫に勤務する者
    - (9) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に勤務する者
    - (10) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（前2号に掲げる法人を除く。）に勤務する者
  - 5 前各項に定めるもののほか本学が特に必要と認める教職員には、細則の定めるところにより、第1項、第2項及び第3項の規定に準じて地域手当を支給する。
  - 6 前3項の規定は、特任教員俸給表又は特命教員俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

（広域異動手当）

- 第29条の2** 広域異動手当は、勤務箇所を異にする異動をした教職員のうち、当該異動前後の勤務箇所間の距離及び当該異動直前の住居から当該異動直後に在勤する勤務箇所までの間の距離がいずれも60キロメートル以上となる教職員に支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として細則で定める場合は、この限りでない。また、特任教員俸給表又は特命教員俸給表の適用を受ける教職員については支給しない。
- 2 広域異動手当は、前項の異動の日から3年以内の期間について支給する。
  - 3 広域異動手当の月額、俸給月額並びに俸給の調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。
    - (1) 300キロメートル以上 100分の6
    - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の3
  - 4 前各項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員のうち、当該支給に係る異動（以下この項において「当初広域異動」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動（以下この項において「再異動」という。）により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回る時又は当初異動等に係る広域異動手当の支給割合と同

一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当は支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。

- 5 第29条第4項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き教職員となった場合において、採用等の事情を考慮して、本学が特に必要と認める場合は、前各項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 6 前各項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前各項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前各項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

(住居手当)

**第30条** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。ただし、指定職俸給表、特任教員俸給表又は特命教員俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（本学若しくは他の法人等又は国から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている教職員その他細則で定める教職員を除く。）
- (2) 第32条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（他の法人等又は国から貸与された宿舎その他細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に定める額額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の住居届により、その居住の実情等を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 住居手当の支給は、教職員が新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合に準用する。

(通勤手当)

**第31条** 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 細則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,100円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 6,500円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 8,900円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 11,300円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 13,700円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 16,100円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 18,500円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 20,900円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 21,800円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 22,700円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 23,600円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 24,500円

- (3) 前項第3号に掲げる教職員のうち次に掲げる教職員 運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）
- イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離以上である教職員
  - ロ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内であるが交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員
  - ハ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離以上である教職員
  - ニ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内であるが交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員
- (4) 前項第3号に掲げる教職員のうち次に掲げる教職員 第1号に定める額又は第2号に定める額のいずれか高い方の額
- イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内である教職員
  - ロ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内である教職員
  - ハ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離以上である教職員
  - ニ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内であるが交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員
  - ホ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内である教職員
- 3 勤務箇所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で細則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額を、前項の規定にかかわらず、細則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等の2分の1相当額」という。）（その額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び前項の規定による額の合計額とする。
- 4 前項の規定は、第29条第4項各号に掲げる者から引き続き教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して細則で定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める教職員の通勤手当の月額を算出について準用する。
- 5 前2項の規定により算出した通勤手当のうち新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等の2分の1相当額を支給する期間には、第3項に規定する教職員は勤務箇所を異にする異動の日から、前項に規定する教職員は教職員となった日から起算して5年を経過するまでの間を限度とする。
- 6 新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同項の教職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
- 7 通勤手当の支給は、教職員が新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている教職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合にはそれぞれその者が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日、通勤手当を支給されている教職員が同項の教職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらにおいては月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 通勤手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合に準用する。
- （単身赴任手当）
- 第32条** 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。また、特任教員俸給表又は特命教員俸給表の適用を受ける教職員については支給しない。
- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円（細則で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。
- |     |                            |         |
|-----|----------------------------|---------|
| (1) | 100キロメートル以上 300キロメートル未満    | 6,000円  |
| (2) | 300キロメートル以上 500キロメートル未満    | 12,000円 |
| (3) | 500キロメートル以上 700キロメートル未満    | 18,000円 |
| (4) | 700キロメートル以上 900キロメートル未満    | 24,000円 |
| (5) | 900キロメートル以上1,100キロメートル未満   | 30,000円 |
| (6) | 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 | 35,000円 |

- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 40,000円  
 (8) 1,500キロメートル以上 45,000円
- 3 第29条第4項各号に掲げる者から引き続き教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して細則で定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項の規定による単身赴任手当を支給する期間は、第1項に規定する勤務箇所を異にする異動の日又は前項に規定する教職員となった日（第6項において「起算日」という。）から起算して5年を経過するまでの間を限度とする。
- 5 新たに第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式に単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 6 単身赴任手当の支給は、教職員が新たに第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が第1項若しくは第3項に規定する要件を欠くに至った日又は起算日から5年を経過した日のいずれか早い日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 単身赴任手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。  
 （特殊勤務手当）
- 第33条** 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職俸給表又は特命教員俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
 （超過勤務手当）
- 第34条** 労働時間等規程第12条第1項及び第14条の規定により所定の労働日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が深夜である場合は、100分の150）を超過勤務手当として支給する。ただし、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。  
 （休日給）
- 第35条** 労働時間等規程第12条第1項及び第14条の規定により同規程第4条第1項、同条第2項、第5条第1項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する休日（同規程第6条第1項の規定により休日の代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命ぜられた教職員には、勤務を命ぜられた全時間（同規程第5条第1項の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の労働日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命ぜられた全時間のうち、所定労働時間を超えて勤務した時間）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜である場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。  
 （夜勤手当）
- 第36条** 労働時間等規程第13条の規定により所定労働時間が深夜に割り振られた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時当りの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。）。  
 （宿直手当）
- 第37条** 労働時間等規程第15条に規定により宿直勤務を命ぜられた教職員には、その勤務1回につき、4,200円を支給する。
- 2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。  
 （管理職員特別勤務手当）
- 第38条** 第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により労働時間等規程第4条第1項、同条第2項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する休日（同規程第6条の規定により休日の代休となった日を含む。）に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| (1) 指定職俸給表の適用を受ける教職員      | 18,000円 |
| (2) 管理職手当の区分が1種である教職員     | 12,000円 |
| (3) 管理職手当の区分が2種である教職員     | 10,000円 |
| (4) 管理職手当の区分が3種である教職員     | 8,500円  |
| (5) 管理職手当の区分が4種又は5種である教職員 | 7,000円  |
| (6) 管理職手当の区分が6種である教職員     | 6,000円  |
- （期末手当）
- 第39条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第41条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され（細則で定める事由により解雇された場合を除く。次項、第3項、第5項、次条第1項及び第41条第1項において同じ。）、又は死亡した教職員についても同様とする。ただし、指定職俸給表又は特命教員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第41条までにおいて同じ。）において教職員が受けるべき俸給月

額並びに俸給の調整額、扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表（１）の教職員欄に掲げる教職員にあつては、俸給月額並びに俸給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、同表の教職員欄の区分に応じ、同表の加算割合欄に掲げる加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（２）の教職員欄に掲げる教職員にあつては、その額に、俸給月額に同表の教職員欄の区分に応じ、同表の加算割合欄に掲げる加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、６月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額（次の表（２）の教職員欄に掲げる教職員のうち、管理職手当の区分欄に掲げる管理職手当の区分が２種である教職員（以下「特定管理職員」という。）にあつては、６月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の次の表（３）の在職期間欄に掲げる在職期間の区分に応じ、同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

表（１）

俸給表	教職員	加算割合
一般職俸給表（一）	職務の級８級の教職員	100分の20
	職務の級７級及び６級の教職員	100分の15
	職務の級５級及び４級の教職員	100分の10
	職務の級３級の教職員	100分の５
一般職俸給表（二）	職務の級５級の教職員	100分の10
	職務の級４級及び３級の教職員	100分の５
教育職俸給表（一）	職務の級５級の教職員	100分の15（細則で定める教職員にあつては100分の20）
	職務の級４級及び３級の教職員	100分の10（職務の級４級の教職員のうち細則で定める教職員にあつては100分の15）
	職務の級２級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の５
教育職俸給表（二）	職務の級５級の教職員	100分の15
	職務の級４級及び３級の教職員	100分の10
	職務の級２級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の５（細則で定める教職員にあつては100分の10）
医療職俸給表（一）	職務の級４級及び３級の教職員並びに２級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の５
医療職俸給表（二）	職務の級３級の教職員及び２級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の５
特任教員俸給表	職務の級５級の教職員	100分の15
	職務の級４級及び３級の教職員	100分の10

表（２）

俸給表	管理職手当の区分	教職員	加算割合
一般職俸給表（一）	２種	職務の級７級以上の教職員	100分の15
教育職俸給表（一）	４種（附属図書館長に限る。）	職務の級５級の教職員	100分の10

表（3）

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の 60
3 箇月未満	100分の 30

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる教職員には、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する教職員のうち、次に掲げる教職員

イ 無給休職者（就業規則第13条第1項第1号、第3号、第4号、第6号又は第7号までの規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第13条第1項第2号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）

ハ 無給派遣休職者（就業規則第13条第1項第5号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

ニ 大学院修学休業教職員（教員就業規程第12条の規定により大学院修学休業をしている教職員をいう。）

ホ 育児休業規程第2条第1項の規定により育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員以外の教職員

ヘ 停職者（就業規則第43条第3号の規定により停職にされている職員をいう。）

ト 自己啓発等休職者（就業規則第13条第1項第7号又は同項第8号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員のうち、次に掲げる教職員

イ 退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号イからへまでのいずれかに該当する教職員であった者

ロ 退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用者となった者

ハ 退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等に勤務する者となった者（細則で定める者に限る。）

4 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第1号の規定により懲戒解雇された教職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第2号の規定により解雇された教職員

(3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に細則で定める事由により解雇された職員

(4) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された教職員（前3号に掲げる者を除く。）で、退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(5) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する社会の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

6 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、その取消しを申し立てることができる。

7 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

8 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

9 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

**第40条** 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員についても、同様

とする。ただし、指定職俸給表又は特命教員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 勤勉手当の額は、前項の教職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給月額並びに俸給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（前条第2項の表（2）の教職員欄に掲げる教職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の表の勤務期間欄に掲げる勤務期間の区分に応じ、同表の割合欄に掲げる割合及びその者の勤務成績に応じて細則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額を合計額を加算した額に100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

表

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 前条第3項の規定は、同項第1号中イからハまでを「休職者（就業規則第13条第1項の規定により休職にされている教職員（第20条第1項及び第2項ただし書の規定の適用を受ける者除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給について準用する。

- 4 前条第4項から第9項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。

（期末特別手当）

**第41条** 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていた者についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（就業規則第13条第1項の規定により休職にされている者（同項第5号及び第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）以外の教職員にあっては、その額に俸給月額の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の第39条第2項の表（3）の在職期間欄に掲げる在職期間の区分に応じ、同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて細則で定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。

- 3 第39条第3項の規定は、同項第1号ニを除いて、期末特別手当の支給について準用する。

- 4 第39条第4項から第9項までの規定は、期末特別手当の支給について準用する。

（義務教育等教員特別手当）

**第42条** 国立大学法人兵庫教育大学教職員雇用管理規程（平成16年規程第39号。以下「雇用管理規程」という。）別表第1の職種欄に掲げる附属学校教員（以下「附属学校教員」という。）には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 附属小学校及び附属中学校に勤務する教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する別表第9に掲げる額

(2) 附属幼稚園に勤務する教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する別表第9に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

（教職調整額）

**第43条** その職務と勤務態様の特殊性に基づき、附属学校教員のうち、その属する職務の級が教育職俸給表（二）の3級及び2級である教職員には、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

2 第24条の規定により俸給月額が減ぜられた場合における教職調整額の額は、当該半減後の俸給月額を基礎として算出した額とする。

(特別調整額)

**第44条** 地方教育職員から引き続き教授となった者のうち、次の各号に掲げるすべての要件に該当する場合、一定の期間において特別調整額を支給できるものとする。

- (1) 特に学長が都道府県教育委員会（以下「教育委員会」という。）にその候補者の推薦を依頼し、それを受けて当該教育委員会から推薦された者であること。
- (2) 当該教育委員会からの推薦に当たり、その者が採用された場合の本学での待遇について配慮の依頼があった者であること。
- (3) 本学教授として決定した給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）の額が、本学採用直前に受けていた地方教育職員としての賃金（本学の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び管理職員特別勤務手当に相当する手当を除く。）の額を下回ることになること。

2 特別調整額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）において支給する額は、前項第3号の差額（期末手当及び勤勉手当を除く。）とする。
- (2) 期末手当及び勤勉手当において支給する額は、本学教授として第39条及び第40条の規定により算出した額と地方教育職員として支給された直近の期末手当及び勤勉手当のそれぞれの基礎額を基礎として第39条及び第40条の規定により算出した額の差額とする。

## 第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

**第45条** この規程の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

### 附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
(承継職員の俸給表、級及び号俸等)
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学教職員となった者（以下「承継職員」という。）のこの規程施行の日（以下「施行日」という。）において適用を受ける俸給表（以下「新俸給表」という。）並びにその属する職務の級及びその受ける号俸又は俸給月額（以下「新級号俸」という。）は、次の各号に定めるところによる。ただし、施行日に給与法の規定が適用されるものとした場合に、昇格、昇給等により適用を受ける俸給表、その属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額が異動することとなる教職員については、施行日の前日に受けていた級、その受ける号俸又は俸給月額（以下「旧級号俸」という。）等を基礎として、新俸給表、新級号俸等を決定する。
  - (1) 新俸給表 次表の施行日の前日に受けていた俸給表欄の俸給表に対応する同表の施行日における俸給表欄に定める俸給表とする。

施行日の前日に受けていた俸給表	施行日における俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（三）	教育職俸給表（二）
医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）
指定職俸給表	指定職俸給表

- (2) 新級号俸 旧級号俸と同一とする。
- 3 前項本文の規定により俸給月額を決定される教職員に対する施行日以降における最初の第17条第1項若しくは第2項又は次項の規定の適用については、旧級号俸を受けていた期間（これに相当する期間を含む。）を新級号俸を受ける期間に通算する。
- 4 削除  
(扶養手当等)
- 5 承継職員に係る施行日の前日における給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の認定は、それぞれ第28条に規定する扶養手当、第30条に規定する住居手当及び第32条に規定する単身赴任手当の認定とみなし、手当の支給を継続（単身赴任手当の支給を継続する場合における第32条第4項の起算日は、平成16年4月1日とする。）、開始、改定又は停止するものとする。  
(通勤手当)
- 6 承継職員に係る施行日における通勤手当は、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更又は通勤のため負担する運賃等の額の変更について通勤届の提出があった場合を除き、従前の通勤届により第31条の規定により認定の上、手当の支給を継続、開始、改定又は停止するものとする。  
(俸給の半減)
- 7 第24条に規定する病気休暇の期間が施行日前から引き続いてしている場合における同条の規定の適用については、同条中「当該療養のための労働時間等規程第23条に規定する病気休暇」とあるのは、「施行日前における当該療養のための病

気休暇」とする。

**附 則**

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

**附 則（平成18年3月20日改正）**

（施行日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
（特定の職務の級）
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。  
（号俸の切替え）
- 3 切替日の前日において別表第1から別表第3及び第5までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸又は俸給月額（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（細則で定める教職員にあっては、細則で定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。ただし、同表に旧号俸又は経過期間に応じた新号俸が掲げられていない教職員の新号俸は、新級における最高の号俸とする。
- 4 切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた教職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。  
（切替日前の異動者の号俸の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及び細則で定めるこれに準ずる教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、細則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 6 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員（細則で定める教職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、細則で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 8 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 9 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第7条第1項、第26条第2項、第29条第2項、第39条第2項、第40条第2項、第41条第2項、第43条第1項及び第2項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第6項、附則第7項又は附則第8項の規定による俸給の額との合計額」とする。  
（平成22年3月31日までの間における特例）
- 10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第17条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に際し必要な事項は細則で定める。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
一般職俸給表（二）	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2 号俸の切替表（附則第3項関係）  
 イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29

14	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
16	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
17	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
18	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
19	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
20	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58	54	
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59	55	
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60	56	
21	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	57	
	3月未滿			77	62	81	69	65	61	57	
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62	58	
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63	59	
22	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64	60	
	12月以上			81	63	85	73	69	65	61	
	3月未滿			81	63	85	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66	62	
23	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68	64	
	12月以上			85	65	89	77	73	69	65	
	3月未滿			85	65	89	77	73	69	65	
24	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76	72	68	
	12月以上			89	67	93	81	77	73	69	
25	3月未滿			89	67	93	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿			90	67	94	82	78	74	70	
	6月以上9月未滿			91	68	95	83	79	75	71	
	9月以上12月未滿			92	68	96	84	80	76	72	
26	12月以上			93	69	97	85	81	77	73	
	3月未滿			93	69	97	85	81	77	73	
	3月以上6月未滿			94	70	98	86	82	78	74	
	6月以上9月未滿			95	71	99	87	83	79	75	
27	9月以上12月未滿			96	72	100	88	84	80	76	
	12月以上			97	73	101	89	85	81	77	
	3月未滿			97	73	101	89	85	81	77	
	3月以上6月未滿			98	73	102	90	86	82	78	
28	6月以上9月未滿			99	74	103	91	87	83	79	
	9月以上12月未滿			100	74	104	92	88	84	80	
	12月以上			101	75	105	93	89	85	81	
	3月未滿			101	75	105	93	89	85	81	
29	3月以上6月未滿			102	75	106	94	90	86	82	
	6月以上9月未滿			103	76	107	95	91	87	83	
	9月以上12月未滿			104	76	108	96	92	88	84	
	12月以上			105	77	109	97	93	89	85	
30	3月未滿			105	77	109	97	93	89	85	
	3月以上6月未滿			106	78	110	98	94	90	86	
	6月以上9月未滿			107	79	111	99	95	91	87	
	9月以上12月未滿			108	80	112	100	96	92	88	
31	12月以上			109	81	113	101	97	93	89	
	3月未滿			109	81	113	101	97	93	89	

28	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							
梓外1	3月未滿	40			85	109	89	77	69	53	37
	3月以上6月未滿	40			85	110	90	78	70	54	38
	6月以上9月未滿	40			86	111	91	79	71	55	39
	9月以上12月未滿	40			86	112	92	80	72	56	40
	12月以上	41			87	113	93	81	73	57	41
梓外2	3月未滿	41			87			81	73	57	41
	3月以上6月未滿	41			87			82	74	58	42
	6月以上9月未滿	41			88			83	75	59	43
	9月以上12月未滿	42			88			84	76	60	44
	12月以上	42			89			85	77	61	45
梓外3	3月未滿	42			89						
	3月以上6月未滿	42			90						
	6月以上9月未滿	43			91						
	9月以上12月未滿	43			92						
	12月以上	43			93						

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34

14	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		

28	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				
梓外1	3月未滿		129	97	129	93	
	3月以上6月未滿		130	98	130	94	
	6月以上9月未滿		131	99	131	95	
	9月以上12月未滿		132	100	132	96	
	12月以上		133	101	133	97	
梓外2	3月未滿		133	101		97	
	3月以上6月未滿		134	102		98	
	6月以上9月未滿		135	103		99	
	9月以上12月未滿		136	104		100	
	12月以上		137	105		101	
梓外3	3月未滿			105			
	3月以上6月未滿			106			
	6月以上9月未滿			107			
	9月以上12月未滿			108			
	12月以上			109			

ハ 教育職俸給表（一）及び特任教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級
	経過期間					
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34

14	6月以上9月未滿	51	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未滿	57	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未滿	61	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	55	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未滿	65	65	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	59	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未滿	69	69	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	63	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未滿	73	73	73	65	57
	3月以上6月未滿	74	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	75	67	59
	9月以上12月未滿	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未滿	77	77	77	69	61
	3月以上6月未滿	78	78	78	70	62
	6月以上9月未滿	79	79	79	71	63
	9月以上12月未滿	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未滿	81	81	81	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	82	74	66
	6月以上9月未滿	83	83	83	75	67
	9月以上12月未滿	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未滿	85	85	85	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	86	78	70
	6月以上9月未滿	87	87	87	79	71
	9月以上12月未滿	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未滿	89	89	89	81	
	3月以上6月未滿	90	90	90	82	
	6月以上9月未滿	91	91	91	83	
	9月以上12月未滿	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未滿	93	93	93	85	
	3月以上6月未滿	94	94	94	86	
	6月以上9月未滿	95	95	95	87	
	9月以上12月未滿	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未滿	97	97	97	89	
	3月以上6月未滿	98	98	98	90	
	6月以上9月未滿	99	99	99	91	
	9月以上12月未滿	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未滿	101	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
	3月未滿	105	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106	106		

28	6月以上9月未滿	107	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未滿	109	109			
	3月以上6月未滿	110	110			
	6月以上9月未滿	111	111			
	9月以上12月未滿	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未滿	113	113			
	3月以上6月未滿	114	114			
	6月以上9月未滿	115	115			
	9月以上12月未滿	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未滿	117	117			
	3月以上6月未滿	118	118			
	6月以上9月未滿	119	119			
	9月以上12月未滿	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未滿	121	121			
	3月以上6月未滿	122	122			
	6月以上9月未滿	123	123			
	9月以上12月未滿	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未滿	125	125			
	3月以上6月未滿	126	126			
	6月以上9月未滿	127	127			
	9月以上12月未滿	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月未滿	129	129			
	3月以上6月未滿	130	130			
	6月以上9月未滿	131	131			
	9月以上12月未滿	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未滿	133				
	3月以上6月未滿	134				
	6月以上9月未滿	135				
	9月以上12月未滿	136				
	12月以上	137				
36	3月未滿	137				
	3月以上6月未滿	138				
	6月以上9月未滿	139				
	9月以上12月未滿	140				
	12月以上	141				
37	3月未滿	141				
	3月以上6月未滿	142				
	6月以上9月未滿	143				
	9月以上12月未滿	144				
	12月以上	145				
38	3月未滿	145				
	3月以上6月未滿	146				
	6月以上9月未滿	147				
	9月以上12月未滿	148				
	12月以上	149				
梓外1	3月未滿	149	133	109	93	73
	3月以上6月未滿	150	134	110	94	74
	6月以上9月未滿	151	135	111	95	75
	9月以上12月未滿	152	136	112	96	76
	12月以上	153	137	113	97	77
梓外2	3月未滿	153	137	113	97	77
	3月以上6月未滿	154	138	114	98	78
	6月以上9月未滿	155	139	115	99	79
	9月以上12月未滿	156	140	116	100	80
	12月以上	157	141	117	101	81
梓外3	3月未滿	157	141	117	101	81
	3月以上6月未滿	157	141	117	101	81
	6月以上9月未滿	157	141	117	101	81
	9月以上12月未滿	157	141	117	101	81
	12月以上	157	141	117	101	81

ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34

14	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	36
	12 月以上	53	53	49	37
15	3 月未滿	53	53	49	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	37
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	37
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	37
	12 月以上	57	57	53	37
16	3 月未滿	57	57	53	
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	
	12 月以上	61	61	57	
17	3 月未滿	61	61	57	
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	
	12 月以上	65	65	61	
18	3 月未滿	65	65	61	
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	
	12 月以上	69	69	65	
19	3 月未滿	69	69	65	
	3 月以上 6 月未滿	70	70	66	
	6 月以上 9 月未滿	71	71	67	
	9 月以上 12 月未滿	72	72	68	
	12 月以上	73	73	69	
20	3 月未滿	73	73	69	
	3 月以上 6 月未滿	74	74	70	
	6 月以上 9 月未滿	75	75	71	
	9 月以上 12 月未滿	76	76	72	
	12 月以上	77	77	73	
21	3 月未滿	77	77	73	
	3 月以上 6 月未滿	78	78	74	
	6 月以上 9 月未滿	79	79	75	
	9 月以上 12 月未滿	80	80	76	
	12 月以上	81	81	77	
22	3 月未滿	81	81	77	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	78	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	79	
	9 月以上 12 月未滿	84	84	80	
	12 月以上	85	85	81	
23	3 月未滿	85	85	81	
	3 月以上 6 月未滿	86	86	82	
	6 月以上 9 月未滿	87	87	83	
	9 月以上 12 月未滿	88	88	84	
	12 月以上	89	89	85	
24	3 月未滿	89	89	85	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	86	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	87	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
25	3 月未滿	93	93	89	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	90	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	91	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	92	
	12 月以上	97	97	93	
26	3 月未滿	97	97	93	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	93	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	93	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	93	
	12 月以上	101	101	93	
27	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104		
	12 月以上	105	105		
	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106		

28	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	125	126		
	6月以上9月未滿	125	127		
	9月以上12月未滿	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未滿		129		
	3月以上6月未滿		130		
	6月以上9月未滿		131		
	9月以上12月未滿		132		
	12月以上		133		
35	3月未滿		133		
	3月以上6月未滿		134		
	6月以上9月未滿		135		
	9月以上12月未滿		136		
	12月以上		137		
36	3月未滿		137		
	3月以上6月未滿		138		
	6月以上9月未滿		139		
	9月以上12月未滿		140		
	12月以上		141		
粹外1	3月未滿		141		
	3月以上6月未滿		142		
	6月以上9月未滿		143		
	9月以上12月未滿		144		
	12月以上		145		
粹外2	3月未滿		145		
	3月以上6月未滿		146		
	6月以上9月未滿		147		
	9月以上12月未滿		148		
	12月以上		149		
粹外3	3月未滿		149		
	3月以上6月未滿		149		
	6月以上9月未滿		149		
	9月以上12月未滿		149		
	12月以上		149		

ホ 医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2
	6月以上9月未満	7	7	7	3
	9月以上12月未満	8	8	8	4
	12月以上	9	9	9	5
4	3月未満	9	9	9	5
	3月以上6月未満	10	10	10	6
	6月以上9月未満	11	11	11	7
	9月以上12月未満	12	12	12	8
	12月以上	13	13	13	9
5	3月未満	13	13	13	9
	3月以上6月未満	14	14	14	10
	6月以上9月未満	15	15	15	11
	9月以上12月未満	16	16	16	12
	12月以上	17	17	17	13
6	3月未満	17	17	17	13
	3月以上6月未満	18	18	18	14
	6月以上9月未満	19	19	19	15
	9月以上12月未満	20	20	20	16
	12月以上	21	21	21	17
7	3月未満	21	21	21	17
	3月以上6月未満	22	22	22	18
	6月以上9月未満	23	23	23	19
	9月以上12月未満	24	24	24	20
	12月以上	25	25	25	21
8	3月未満	25	25	25	21
	3月以上6月未満	26	26	26	22
	6月以上9月未満	27	27	27	23
	9月以上12月未満	28	28	28	24
	12月以上	29	29	29	25
9	3月未満	29	29	29	25
	3月以上6月未満	30	30	30	26
	6月以上9月未満	31	31	31	27
	9月以上12月未満	32	32	32	28
	12月以上	33	33	33	29
10	3月未満	33	33	33	29
	3月以上6月未満	34	34	34	30
	6月以上9月未満	35	35	35	31
	9月以上12月未満	36	36	36	32
	12月以上	37	37	37	33
11	3月未満	37	37	37	33
	3月以上6月未満	38	38	38	34
	6月以上9月未満	39	39	39	35
	9月以上12月未満	40	40	40	36
	12月以上	41	41	41	37
12	3月未満	41	41	41	37
	3月以上6月未満	42	42	42	38
	6月以上9月未満	43	43	43	39
	9月以上12月未満	44	44	44	40
	12月以上	45	45	45	41
13	3月未満	45	45	45	41
	3月以上6月未満	46	46	46	42
	6月以上9月未満	47	47	47	43
	9月以上12月未満	48	48	48	44
	12月以上	49	49	49	45
	3月未満	49	49	49	45
	3月以上6月未満	50	50	50	46

14	6月以上9月未滿	51	51	51	47
	9月以上12月未滿	52	52	52	48
	12月以上	53	53	53	49
15	3月未滿	53	53	53	49
	3月以上6月未滿	54	54	54	50
	6月以上9月未滿	55	55	55	51
	9月以上12月未滿	56	56	56	52
	12月以上	57	57	57	53
16	3月未滿	57	57	57	53
	3月以上6月未滿	58	58	58	54
	6月以上9月未滿	59	59	59	55
	9月以上12月未滿	60	60	60	56
	12月以上	61	61	61	57
17	3月未滿	61	61	61	57
	3月以上6月未滿	62	62	62	58
	6月以上9月未滿	63	63	63	59
	9月以上12月未滿	64	64	64	60
	12月以上	65	65	65	61
18	3月未滿	65	65	65	61
	3月以上6月未滿	66	66	66	62
	6月以上9月未滿	67	67	67	63
	9月以上12月未滿	68	68	68	64
	12月以上	69	69	69	65
19	3月未滿	69	69	69	65
	3月以上6月未滿	70	70	70	66
	6月以上9月未滿	71	71	71	67
	9月以上12月未滿	72	72	72	68
	12月以上	73	73	73	69
20	3月未滿	73	73	73	69
	3月以上6月未滿	74	74	74	70
	6月以上9月未滿	75	75	75	71
	9月以上12月未滿	76	76	76	72
	12月以上	77	77	77	73
21	3月未滿	77	77	77	73
	3月以上6月未滿	78	78	78	74
	6月以上9月未滿	79	79	79	75
	9月以上12月未滿	80	80	80	76
	12月以上	81	81	81	77
22	3月未滿	81	81	81	77
	3月以上6月未滿	82	82	82	78
	6月以上9月未滿	83	83	83	79
	9月以上12月未滿	84	84	84	80
	12月以上	85	85	85	81
23	3月未滿	85	85	85	81
	3月以上6月未滿	85	86	86	82
	6月以上9月未滿	85	87	87	83
	9月以上12月未滿	85	88	88	84
	12月以上	85	89	89	85
24	3月未滿		89	89	85
	3月以上6月未滿		90	90	86
	6月以上9月未滿		91	91	87
	9月以上12月未滿		92	92	88
	12月以上		93	93	89
25	3月未滿		93	93	89
	3月以上6月未滿		94	94	90
	6月以上9月未滿		95	95	91
	9月以上12月未滿		96	96	92
	12月以上		97	97	93
26	3月未滿		97	97	93
	3月以上6月未滿		98	98	94
	6月以上9月未滿		99	99	95
	9月以上12月未滿		100	100	96
	12月以上		101	101	97
27	3月未滿		101	101	97
	3月以上6月未滿		102	102	98
	6月以上9月未滿		103	103	99
	9月以上12月未滿		104	104	100
	12月以上		105	105	101
	3月未滿		105	105	
	3月以上6月未滿		105	106	

28	6月以上9月未滿		105	107	
	9月以上12月未滿		105	108	
	12月以上		105	109	
29	3月未滿			109	
	3月以上6月未滿			110	
	6月以上9月未滿			111	
	9月以上12月未滿			112	
	12月以上			113	
30	3月未滿			113	
	3月以上6月未滿			113	
	6月以上9月未滿			113	
	9月以上12月未滿			113	
	12月以上			113	
梓外1	3月未滿				101
	3月以上6月未滿				102
	6月以上9月未滿				103
	9月以上12月未滿				104
	12月以上				105

へ 医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級		
		1級	2級	3級
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4
	12月以上	5	5	5
3	3月未満	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8
	12月以上	9	9	9
4	3月未満	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10
	6月以上9月未満	11	11	11
	9月以上12月未満	12	12	12
	12月以上	13	13	13
5	3月未満	13	13	13
	3月以上6月未満	14	14	14
	6月以上9月未満	15	15	15
	9月以上12月未満	16	16	16
	12月以上	17	17	17
6	3月未満	17	17	17
	3月以上6月未満	18	18	18
	6月以上9月未満	19	19	19
	9月以上12月未満	20	20	20
	12月以上	21	21	21
7	3月未満	21	21	21
	3月以上6月未満	22	22	22
	6月以上9月未満	23	23	23
	9月以上12月未満	24	24	24
	12月以上	25	25	25
8	3月未満	25	25	25
	3月以上6月未満	26	26	26
	6月以上9月未満	27	27	27
	9月以上12月未満	28	28	28
	12月以上	29	29	29
9	3月未満	29	29	29
	3月以上6月未満	30	30	30
	6月以上9月未満	31	31	31
	9月以上12月未満	32	32	32
	12月以上	33	33	33
10	3月未満	33	33	33
	3月以上6月未満	34	34	34
	6月以上9月未満	35	35	35
	9月以上12月未満	36	36	36
	12月以上	37	37	37
11	3月未満	37	37	37
	3月以上6月未満	38	38	38
	6月以上9月未満	39	39	39
	9月以上12月未満	40	40	40
	12月以上	41	41	41
12	3月未満	41	41	41
	3月以上6月未満	42	42	42
	6月以上9月未満	43	43	43
	9月以上12月未満	44	44	44
	12月以上	45	45	45
13	3月未満	45	45	45
	3月以上6月未満	46	46	46
	6月以上9月未満	47	47	47
	9月以上12月未満	48	48	48
	12月以上	49	49	49
	3月未満	49	49	49
	3月以上6月未満	50	50	50

14	6月以上9月未滿	51	51	51
	9月以上12月未滿	52	52	52
	12月以上	53	53	53
15	3月未滿	53	53	53
	3月以上6月未滿	54	54	54
	6月以上9月未滿	55	55	55
	9月以上12月未滿	56	56	56
	12月以上	57	57	57
16	3月未滿	57	57	57
	3月以上6月未滿	58	58	58
	6月以上9月未滿	59	59	59
	9月以上12月未滿	60	60	60
	12月以上	61	61	61
17	3月未滿	61	61	61
	3月以上6月未滿	62	62	62
	6月以上9月未滿	63	63	63
	9月以上12月未滿	64	64	64
	12月以上	65	65	65
18	3月未滿	65	65	65
	3月以上6月未滿	66	66	66
	6月以上9月未滿	67	67	67
	9月以上12月未滿	68	68	68
	12月以上	69	69	69
19	3月未滿	69	69	69
	3月以上6月未滿	70	70	70
	6月以上9月未滿	71	71	71
	9月以上12月未滿	72	72	72
	12月以上	73	73	73
20	3月未滿	73	73	73
	3月以上6月未滿	74	74	74
	6月以上9月未滿	75	75	75
	9月以上12月未滿	76	76	76
	12月以上	77	77	77
21	3月未滿	77	77	77
	3月以上6月未滿	78	78	78
	6月以上9月未滿	79	79	79
	9月以上12月未滿	80	80	80
	12月以上	81	81	81
22	3月未滿	81	81	81
	3月以上6月未滿	82	82	82
	6月以上9月未滿	83	83	83
	9月以上12月未滿	84	84	84
	12月以上	85	85	85
23	3月未滿	85	85	85
	3月以上6月未滿	86	86	86
	6月以上9月未滿	87	87	87
	9月以上12月未滿	88	88	88
	12月以上	89	89	89
24	3月未滿	89	89	89
	3月以上6月未滿	90	90	90
	6月以上9月未滿	91	91	91
	9月以上12月未滿	92	92	92
	12月以上	93	93	93
25	3月未滿	93	93	93
	3月以上6月未滿	94	94	94
	6月以上9月未滿	95	95	95
	9月以上12月未滿	96	96	96
	12月以上	97	97	97
26	3月未滿	97	97	97
	3月以上6月未滿	98	98	98
	6月以上9月未滿	99	99	99
	9月以上12月未滿	100	100	100
	12月以上	101	101	101
27	3月未滿	101	101	101
	3月以上6月未滿	102	102	102
	6月以上9月未滿	103	103	103
	9月以上12月未滿	104	104	104
	12月以上	105	105	105
	3月未滿	105	105	105
	3月以上6月未滿	106	106	106

28	6月以上9月未滿	107	107	107
	9月以上12月未滿	108	108	108
	12月以上	109	109	109
29	3月未滿	109	109	109
	3月以上6月未滿	110	110	110
	6月以上9月未滿	111	111	111
	9月以上12月未滿	112	112	112
	12月以上	113	113	113
30	3月未滿	113	113	113
	3月以上6月未滿	114	114	114
	6月以上9月未滿	115	115	115
	9月以上12月未滿	116	116	116
	12月以上	117	117	117
31	3月未滿	117	117	117
	3月以上6月未滿	118	118	118
	6月以上9月未滿	119	119	119
	9月以上12月未滿	120	120	120
	12月以上	121	121	121
32	3月未滿	121	121	
	3月以上6月未滿	122	122	
	6月以上9月未滿	123	123	
	9月以上12月未滿	124	124	
	12月以上	125	125	
33	3月未滿	125	125	
	3月以上6月未滿	126	126	
	6月以上9月未滿	127	127	
	9月以上12月未滿	128	128	
	12月以上	129	129	
34	3月未滿	129	129	
	3月以上6月未滿	130	130	
	6月以上9月未滿	131	131	
	9月以上12月未滿	132	132	
	12月以上	133	133	
35	3月未滿	133	133	
	3月以上6月未滿	134	134	
	6月以上9月未滿	135	135	
	9月以上12月未滿	136	136	
	12月以上	137	137	
36	3月未滿	137	137	
	3月以上6月未滿	138	138	
	6月以上9月未滿	139	139	
	9月以上12月未滿	140	140	
	12月以上	141	141	
37	3月未滿	141	141	
	3月以上6月未滿	142	142	
	6月以上9月未滿	143	143	
	9月以上12月未滿	144	144	
	12月以上	145	145	
38	3月未滿	145	145	
	3月以上6月未滿	146	146	
	6月以上9月未滿	147	147	
	9月以上12月未滿	148	148	
	12月以上	149	149	
39	3月未滿	149		
	3月以上6月未滿	150		
	6月以上9月未滿	151		
	9月以上12月未滿	152		
	12月以上	153		
40	3月未滿	153		
	3月以上6月未滿	154		
	6月以上9月未滿	155		
	9月以上12月未滿	156		
	12月以上	157		
41	3月未滿	157		
	3月以上6月未滿	158		
	6月以上9月未滿	159		
	9月以上12月未滿	160		
	12月以上	161		
	3月未滿	161	149	121
	3月以上6月未滿	162	150	122

枠外1	6月以上9月未満	163	151	123
	9月以上12月未満	164	152	124
	12月以上	165	153	125
枠外2	3月未満	165		
	3月以上6月未満	166		
	6月以上9月未満	167		
	9月以上12月未満	168		
	12月以上	169		

附則別表第3 指定職俸給表の適用を受ける教職員の号俸の切替表（附則別表第4項関係）

旧号俸	新号俸
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4

附 則（平成19年3月12日改正）

（施行日）

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
（管理職手当に関する経過措置）
- 施行日の前日から引き続き、細則で定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員（同一の職に限る。）のうち、改正後の第26条の規定による管理職手当の額が、改正前の第26条の規定による管理職手当の額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
  - 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25  
（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）
- 平成20年3月31日までの間においては、第29条の2第3項中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。  
（広域異動手当に関する経過措置）
- 第29条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に教職員がその在勤する勤務箇所を異にする異動をした場合についても適用する。この場合において、同条第2項中「異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該支給に係る異動の日以後」とする。

附 則（平成19年11月30日改正）

（施行日）

- この規程は、平成19年11月30日から施行し、第40条第2項の改正規定を除き、平成19年4月1日から適用する。  
（平成19年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 平成19年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）」とあるのは、「100分の77.5（特定幹部職員にあつては、100分の97.5）」とする。  
（給与の内払）
- 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成20年3月14日改正）

（施行日）

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
（特定の職務の級号俸）
- 平成20年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が次の表に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とし、号俸は、切替日の前日において受けていた号俸と同一とする。

俸 給 表	旧級	新級
教育職俸給表（二）	3級	4級
	4級	5級

- 前項の規定により級号俸を決定される教職員に対する切替日以降における最初の第17条第1項の規定の適用については、旧級号俸を受けていた期間を新級号俸を受ける期間に通算する。  
（復職時調整の経過措置）
- この規程施行の際、現に育児休業規程第2条による育児休業を取得している教職員が育児休業を取得している場合における改正後の第21条第1項第5号の規定の適用については、同項中「3分の3以下」とあるのは、「3分の3以下（当

該期間のうち平成20年4月1日前の期間については、2分の1」とする。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 5 育児短時間勤務教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

その者の受ける俸給月額	その者の受ける俸給月額に、改正後の第21条の3に規定する算出率（以下「算出率」という。）を乗じて得た額
同日において受けていた俸給月額	同日において受けていた俸給月額に、算出率を乗じて得た額

(管理職手当の経過措置)

- 6 育児休業規程第14条に規定する育児短時間勤務教職員の平成19年3月12日改正附則第2項の適用については、左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

改正後の第26条の規定による管理職手当の額	改正後の第26条の規定による管理職手当の額（改正後の第21条の2の規定により読み替えられた額）
改正前の第26条の規定による管理職手当の額	改正前の第26条の規定による管理職手当の額に算出率を乗じて得た額

**附 則（平成21年3月16日改正）**

(施行日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 育児短時間勤務教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

その者の受ける俸給月額	その者の俸給月額に、その者の労働時間等規程第2条第2項により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
同日において受けていた俸給月額	同日において受けていた俸給月額に、算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

**附 則（平成21年11月11日改正）**

この規程は、平成21年11月11日から施行する。

**附 則（平成21年11月30日改正）**

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

**附 則（平成21年12月4日改正）**

(施行日)

- 1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。  
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 適用される俸給表並びに職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、同項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額（平成21年12月4日改正施行の日において減額改定対象教職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.76（指定職務俸給表の適用を受ける教職員にあっては、100分の99.68）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」とする。

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職俸給表（一）	1 級	1号俸から56号俸
	2 級	1号俸から24号俸
	3 級	1号俸から8号俸
一般職俸給表（二）	1 級	1号俸から68号俸
	2 級	1号俸から32号俸
教育職俸給表（一）	1 級	1号俸から48号俸
	2 級	1号俸から32号俸
	3 級	1号俸から12号俸
教育職俸給表（二）	1 級	1号俸から52号俸
	2 級	1号俸から44号俸
医療職俸給表（一）	1 級	1号俸から52号俸

	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸
医療職俸給表（二）	1級	1号俸から55号俸
	2級	1号俸から40号俸
	3級	1号俸から16号俸
特任教員俸給表	1級	1号俸から48号俸
	2級	1号俸から25号俸
	3級	1号俸から12号俸

別表第1  
 一般職俸給表（第11条関係）  
 イ 一般職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	俸給月額	俸給月						
	円	円	円	円	円	円	円	
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500		
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200		
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900		
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400		

66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500	
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200	
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900	
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400	
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100	
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800	
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500	
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000	
86	239,700	295,900	344,700	386,100		
87	240,400	296,300	345,200	386,700		
88	241,100	296,700	345,700	387,300		
89	241,900	297,000	346,100	388,000		
90	242,400	297,400	346,600	388,600		
91	242,900	297,800	347,100	389,200		
92	243,400	298,200	347,600	389,800		
93	243,700	298,400	347,900	390,500		
94		298,800	348,400			
95		299,200	348,900			
96		299,600	349,400			
97		299,800	349,700			
98		300,200	350,200			
99		300,600	350,700			
100		301,000	351,200			
101		301,200	351,500			
102		301,600	351,900			
103		302,000	352,300			
104		302,400	352,700			
105		302,600	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,400	354,000			
108		303,800	354,400			
109		304,000	354,900			
110		304,400	355,300			
111		304,800	355,700			
112		305,200	356,100			
113		305,400	356,600			
114		305,800				
115		306,200				
116		306,600				
117		306,800				
118		307,100				
119		307,400				
120		307,700				
121		308,100				
122		308,400				
123		308,700				
124		309,000				
125		309,400				

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる事務職員（技能職員、医療系技術職員及び看護職員を除く。）

□ 一般職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600
28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700
30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000
31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800
34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100
35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700
37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000
38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300
39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600
40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900
41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100
42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300
43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500
44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700
45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800
46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200
55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600
61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500
62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400
63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300
64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200
65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800
66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400
67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000

68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600
69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100
70	204,200	253,800	284,900	316,000	
71	204,700	254,400	285,700	316,500	
72	205,300	255,000	286,500	317,000	
73	205,900	255,500	287,400	317,300	
74	206,600	256,000	288,200	317,800	
75	207,300	256,500	289,000	318,300	
76	208,100	257,000	289,800	318,800	
77	208,500	257,600	290,600	319,100	
78	209,200	258,100	291,200	319,500	
79	209,900	258,600	291,800	319,900	
80	210,600	259,100	292,400	320,300	
81	211,300	259,500	292,900	320,800	
82	212,000	259,800	293,500	321,200	
83	212,700	260,100	294,100	321,600	
84	213,400	260,400	294,700	322,000	
85	214,100	260,800	295,200	322,400	
86	214,800	261,200	295,800	322,800	
87	215,500	261,600	296,400	323,200	
88	216,200	262,000	297,000	323,600	
89	216,800	262,200	297,400	323,900	
90	217,400	262,600	297,900	324,300	
91	218,000	263,000	298,400	324,700	
92	218,600	263,400	298,900	325,100	
93	219,100	263,800	299,400	325,400	
94	219,600	264,200	299,900	325,800	
95	220,100	264,600	300,400	326,200	
96	220,600	265,000	300,900	326,600	
97	221,200	265,200	301,300	326,900	
98	221,700	265,500	301,800	327,300	
99	222,200	265,700	302,300	327,700	
100	222,700	266,000	302,800	328,100	
101	223,300	266,400	303,200	328,400	
102	223,900	266,700	303,600		
103	224,500	267,000	304,000		
104	225,100	267,300	304,400		
105	225,500	267,600	304,800		
106	226,000	267,900	305,200		
107	226,500	268,200	305,600		
108	227,000	268,500	306,000		
109	227,400	268,800	306,400		
110	227,900	269,100	306,800		
111	228,400	269,400	307,200		
112	228,900	269,700	307,600		
113	229,400	270,000	307,900		
114	229,900	270,300	308,300		
115	230,400	270,600	308,700		
116	230,900	270,900	309,100		
117	231,300	271,200	309,400		
118	231,700	271,500	309,800		
119	232,100	271,800	310,200		
120	232,500	272,100	310,600		
121	232,900	272,300	310,900		
122		272,600	311,300		
123		272,900	311,700		
124		273,200	312,100		
125		273,300	312,300		
126		273,600	312,700		
127		273,900	313,100		
128		274,200	313,500		
129		274,300	313,700		
130		274,600	314,100		
131		274,900	314,500		
132		275,200	314,900		
133		275,300	315,100		
134		275,600			
135		275,900			
136		276,200			
137		276,300			

別表 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる技能職員に適用する。

別表第2  
教育職俸給表（第11条関係）  
イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000
2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,700
14	193,100	234,100	302,800	360,000	440,000
15	195,000	236,500	305,300	362,600	442,400
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,800
17	198,900	241,100	310,200	367,900	447,300
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,700
19	202,500	247,300	315,800	372,500	452,100
20	204,300	250,400	318,600	374,800	454,500
21	206,100	253,500	321,200	377,000	457,000
22	208,000	256,600	324,000	379,100	459,400
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,800
24	211,800	262,800	329,600	383,300	464,200
25	213,800	265,800	332,100	385,300	466,700
26	215,900	268,800	334,600	387,200	469,100
27	218,000	271,800	337,100	389,100	471,500
28	220,100	274,800	339,600	391,000	473,900
29	222,100	277,800	342,000	393,000	476,300
30	224,400	280,500	344,200	394,800	478,700
31	226,700	283,200	346,400	396,600	481,000
32	229,000	285,900	348,600	398,400	483,400
33	231,400	288,500	350,900	400,200	485,800
34	233,300	291,400	353,200	402,000	488,100
35	235,200	294,200	355,500	403,800	490,400
36	237,100	297,000	357,800	405,600	492,700
37	239,000	299,800	359,900	407,200	495,000
38	241,100	302,100	362,000	408,900	497,000
39	243,100	304,400	364,100	410,600	499,000
40	245,100	306,700	366,100	412,300	501,000
41	247,200	308,900	368,100	414,000	503,100
42	249,100	310,100	370,000	415,700	505,000
43	251,000	311,300	371,900	417,400	506,900
44	252,900	312,500	373,800	419,100	508,800
45	254,700	313,600	375,800	420,600	510,800
46	256,600	314,800	377,600	422,200	512,700
47	258,500	316,000	379,400	423,800	514,600
48	260,400	317,200	381,200	425,400	516,500
49	262,000	318,200	383,100	427,000	518,500
50	263,300	319,300	384,900	428,300	520,300
51	264,500	320,400	386,700	429,600	522,200
52	265,800	321,500	388,500	430,900	524,100
53	266,800	322,700	390,100	432,100	526,100
54	267,900	323,800	391,700	433,200	527,800
55	269,000	324,900	393,300	434,300	529,500
56	270,100	326,000	394,900	435,400	531,200
57	271,300	327,100	396,300	436,600	533,000
58	272,500	328,200	397,800	437,700	534,300
59	273,700	329,300	399,300	438,800	535,600
60	274,900	330,300	400,800	439,800	536,900
61	275,900	331,400	402,200	440,900	538,200
62	277,000	332,500	403,700	442,000	539,200
63	278,100	333,600	405,200	443,100	540,200
64	279,200	334,700	406,700	444,200	541,200
65	280,200	335,700	408,100	445,200	542,000

66	281,300	336,800	409,300	446,200	542,900
67	282,400	337,900	410,500	447,200	543,800
68	283,500	339,000	411,700	448,200	544,700
69	284,500	340,000	412,900	449,300	545,600
70	285,600	341,100	413,900	450,300	546,500
71	286,700	342,200	414,900	451,300	547,400
72	287,800	343,300	415,900	452,300	548,300
73	288,700	344,200	416,900	453,400	549,200
74	289,800	345,200	417,800	454,400	550,100
75	290,900	346,200	418,600	455,400	551,000
76	292,000	347,200	419,500	456,400	551,900
77	292,900	348,300	420,200	457,400	552,800
78	293,900	349,300	420,800	458,100	553,700
79	294,900	350,300	421,400	458,800	554,600
80	295,900	351,300	422,000	459,500	555,500
81	297,000	352,300	422,600	460,300	556,400
82	297,900	353,300	423,200	461,000	
83	298,800	354,300	423,800	461,700	
84	299,700	355,300	424,400	462,400	
85	300,600	356,200	424,900	462,900	
86	301,500	356,900	425,500	463,600	
87	302,400	357,600	426,100	464,300	
88	303,300	358,300	426,700	465,000	
89	304,100	359,100	427,200	465,500	
90	304,800	359,700	427,800	466,200	
91	305,500	360,300	428,400	466,900	
92	306,200	360,900	429,000	467,600	
93	306,900	361,500	429,400	468,100	
94	307,500	362,000	429,900	468,800	
95	308,100	362,500	430,400	469,500	
96	308,700	363,000	430,900	470,200	
97	309,400	363,600	431,500	470,700	
98	310,000	364,100	432,000	471,400	
99	310,600	364,600	432,500	472,100	
100	311,200	365,100	433,000	472,800	
101	311,800	365,600	433,600	473,300	
102	312,300	366,100	434,100		
103	312,800	366,600	434,600		
104	313,300	367,100	435,100		
105	313,800	367,700	435,700		
106	314,200	368,200	436,200		
107	314,600	368,700	436,700		
108	315,000	369,200	437,200		
109	315,400	369,800	437,800		
110	315,800	370,300	438,300		
111	316,200	370,800	438,800		
112	316,600	371,300	439,300		
113	316,900	371,900	439,900		
114	317,300	372,400	440,400		
115	317,700	372,900	440,900		
116	318,100	373,400	441,400		
117	318,400	373,900	442,000		
118	318,800	374,400			
119	319,200	374,900			
120	319,600	375,400			
121	319,900	375,900			
122	320,300	376,400			
123	320,700	376,900			
124	321,100	377,400			
125	321,300	377,900			
126	321,700	378,400			
127	322,100	378,900			
128	322,500	379,400			
129	322,700	379,900			
130	323,100	380,400			
131	323,500	380,900			
132	323,900	381,400			
133	324,100	381,900			
134	324,500	382,400			
135	324,900	382,900			
136	325,300	383,400			
137	325,500	383,900			
138	325,800	384,400			

139	326,100	384,900			
140	326,400	385,400			
141	326,800	385,900			
142	327,100				
143	327,400				
144	327,700				
145	328,100				
146	328,400				
147	328,700				
148	329,000				
149	329,400				
150	329,700				
151	330,000				
152	330,200				
153	330,600				
154	330,900				
155	331,200				
156	331,500				
157	331,900				

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる大学教員に適用する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。

□ 教育職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	148,800	164,400	265,800	285,600	413,400
2	150,300	166,500	268,400	288,700	415,000
3	151,800	168,600	270,900	291,800	416,600
4	153,300	170,800	273,400	294,900	418,200
5	154,900	172,800	275,900	297,600	419,900
6	156,800	175,000	278,500	300,700	421,500
7	158,600	177,200	281,100	303,800	423,100
8	160,400	179,400	283,700	306,900	424,700
9	162,200	181,700	286,200	309,900	426,200
10	164,300	184,500	288,800	312,800	427,600
11	166,300	187,200	291,500	315,700	429,000
12	168,300	189,900	294,200	318,600	430,400
13	170,300	192,800	296,900	321,400	431,800
14	172,500	194,500	299,800	323,700	433,200
15	174,700	196,200	302,700	326,000	434,600
16	176,900	197,900	305,600	328,300	436,000
17	179,200	199,700	308,400	330,600	437,300
18	181,800	201,400	311,100	332,900	438,700
19	184,300	203,100	313,800	335,200	440,000
20	186,800	204,800	316,500	337,500	441,400
21	189,300	206,600	319,200	339,800	442,700
22	191,000	208,500	321,500	342,100	444,100
23	192,700	210,400	323,800	344,400	445,500
24	194,400	212,300	326,100	346,700	446,900
25	195,900	214,000	328,200	348,900	448,200
26	197,500	216,000	330,400	350,800	449,500
27	199,100	218,000	332,700	352,700	450,800
28	200,700	220,000	335,000	354,600	452,100
29	202,400	221,900	337,100	356,500	453,400
30	204,100	224,600	339,300	358,400	454,600
31	205,800	227,300	341,500	360,200	455,800
32	207,500	230,000	343,700	362,100	457,000
33	209,000	232,800	345,900	363,900	458,200
34	210,700	235,700	347,800	365,700	459,100
35	212,400	238,600	349,700	367,500	460,000
36	214,100	241,500	351,600	369,300	460,900
37	215,700	244,300	353,400	371,200	461,800
38	217,400	247,100	355,200	372,800	
39	219,100	249,900	357,000	374,400	
40	220,800	252,700	358,800	376,000	
41	222,600	255,500	360,700	377,700	
42	224,400	258,100	362,500	379,300	
43	226,200	260,700	364,300	380,900	
44	228,000	263,300	366,000	382,500	
45	229,900	265,700	367,600	384,100	
46	231,600	268,300	369,100	385,700	
47	233,300	270,800	370,600	387,300	
48	235,000	273,300	372,100	388,900	
49	236,700	275,800	373,700	390,400	
50	238,400	278,400	375,200	391,900	
51	240,100	281,000	376,700	393,400	
52	241,800	283,600	378,200	394,900	
53	243,100	286,100	379,500	396,500	
54	244,800	288,700	380,900	397,900	
55	246,400	291,200	382,300	399,200	
56	248,100	293,700	383,700	400,600	
57	249,600	296,000	384,900	402,100	
58	251,100	298,700	386,200	403,500	
59	252,600	301,400	387,500	404,900	
60	254,100	304,100	388,800	406,300	
61	255,700	306,600	390,000	407,600	
62	257,200	309,100	391,200	409,000	
63	258,700	311,600	392,400	410,400	
64	260,100	314,100	393,600	411,800	
65	261,400	316,500	394,800	413,000	
66	263,000	318,700	396,000	414,200	
67	264,600	320,900	397,200	415,400	

68	266,100	323,100	398,400	416,600
69	267,800	325,400	399,400	417,700
70	269,300	327,600	400,500	418,900
71	270,800	329,800	401,600	420,100
72	272,300	331,900	402,700	421,300
73	273,600	334,100	403,900	422,300
74	274,900	336,300	404,900	423,100
75	276,200	338,500	405,900	423,900
76	277,500	340,700	406,900	424,700
77	278,900	342,700	407,900	425,600
78	280,100	344,600	408,900	426,400
79	281,300	346,500	409,900	427,200
80	282,500	348,400	410,900	428,000
81	283,800	350,200	411,700	428,800
82	285,000	352,000	412,500	429,500
83	286,200	353,800	413,300	430,200
84	287,400	355,600	414,100	430,900
85	288,500	357,300	414,800	431,600
86	289,500	359,000	415,500	432,300
87	290,500	360,700	416,200	433,000
88	291,500	362,400	416,900	433,700
89	292,600	364,100	417,600	434,400
90	293,500	365,400	418,200	435,100
91	294,400	366,800	418,800	435,800
92	295,300	368,200	419,400	436,500
93	296,000	369,700	420,100	437,000
94	296,800	371,000	420,700	
95	297,600	372,300	421,300	
96	298,400	373,600	421,900	
97	299,300	375,000	422,600	
98	300,100	376,100	423,200	
99	300,900	377,200	423,800	
100	301,700	378,300	424,400	
101	302,600	379,500	425,000	
102	303,100	380,600	425,600	
103	303,600	381,700	426,200	
104	304,100	382,800	426,800	
105	304,600	383,800	427,400	
106	305,000	384,800	428,000	
107	305,400	385,800	428,600	
108	305,800	386,800	429,200	
109	306,000	387,700	429,800	
110	306,400	388,700	430,400	
111	306,800	389,700	431,000	
112	307,200	390,700	431,600	
113	307,400	391,500	432,200	
114	307,700	392,400	432,800	
115	308,000	393,300	433,400	
116	308,300	394,200	434,000	
117	308,600	395,200	434,600	
118	308,900	396,000	435,200	
119	309,200	396,800	435,800	
120	309,500	397,600	436,400	
121	309,700	398,400	437,000	
122	310,000	399,200	437,600	
123	310,300	400,000	438,200	
124	310,600	400,800	438,800	
125	310,800	401,500	439,400	
126		402,200		
127		402,900		
128		403,600		
129		404,400		
130		405,100		
131		405,800		
132		406,500		
133		407,000		
134		407,600		
135		408,200		
136		408,800		
137		409,200		
138		409,800		
139		410,400		
140		411,000		

141		411,400			
142		412,000			
143		412,600			
144		413,200			
145		413,600			
146		414,200			
147		414,800			
148		415,400			
149		415,800			

- 備考 1 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる附属学校教員に適用する。  
 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が4級である者の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第3

## 医療職俸給表（第11条関係）

## イ 医療職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	140,300	178,200	213,600	241,900
2	141,700	179,800	215,200	243,500
3	143,100	181,400	216,800	245,100
4	144,500	183,000	218,400	246,700
5	145,700	184,500	220,000	248,100
6	147,500	186,100	221,700	249,700
7	149,200	187,700	223,400	251,200
8	150,900	189,300	225,100	252,800
9	152,600	190,900	226,800	254,300
10	154,300	192,600	228,600	255,900
11	156,000	194,300	230,400	257,400
12	157,800	196,000	232,100	258,900
13	159,300	197,600	233,900	260,400
14	161,200	199,200	235,500	262,300
15	163,200	200,800	237,100	264,200
16	165,100	202,400	238,700	266,000
17	167,000	204,000	240,100	267,700
18	168,900	205,700	241,700	269,600
19	170,800	207,400	243,200	271,500
20	172,700	209,100	244,800	273,400
21	174,600	210,600	246,300	275,200
22	176,100	212,200	247,900	277,100
23	177,600	213,800	249,400	279,000
24	179,100	215,400	250,900	280,900
25	180,700	217,000	252,400	282,900
26	182,200	218,600	254,100	284,800
27	183,700	220,200	255,800	286,700
28	185,200	221,800	257,500	288,600
29	186,800	223,400	259,200	290,600
30	188,100	225,100	261,000	292,500
31	189,400	226,800	262,800	294,400
32	190,700	228,500	264,600	296,300
33	192,100	230,100	266,100	298,100
34	193,500	231,700	267,900	299,900
35	194,900	233,200	269,700	301,700
36	196,300	234,800	271,500	303,500
37	197,500	236,400	273,200	305,200
38	198,800	238,000	274,900	306,900
39	200,100	239,600	276,600	308,600
40	201,400	241,200	278,300	310,300
41	202,600	242,700	280,000	312,100
42	203,800	244,200	281,700	313,800
43	205,000	245,700	283,400	315,500
44	206,200	247,200	285,100	317,200
45	207,500	248,600	286,800	318,700
46	208,600	250,200	288,500	320,300
47	209,700	251,800	290,200	321,900
48	210,800	253,400	291,900	323,500
49	211,900	255,000	293,400	325,000
50	212,900	256,400	295,000	326,300
51	213,900	257,800	296,600	327,600
52	214,900	259,200	298,200	328,900
53	215,700	260,500	299,600	330,000
54	216,700	261,900	301,100	331,000
55	217,600	263,300	302,600	332,100
56	218,600	264,700	304,100	333,200
57	219,500	265,800	305,700	334,100
58	220,400	267,100	307,100	335,100
59	221,300	268,400	308,500	336,100
60	222,200	269,700	309,900	337,100
61	223,200	270,800	311,200	337,900
62	224,200	272,100	312,500	338,600
63	225,200	273,400	313,800	339,300
64	226,300	274,700	315,100	340,000
65	227,000	275,900	316,500	340,700

66	227,900	277,000	317,300	341,400
67	228,800	278,100	318,100	342,100
68	229,700	279,200	318,900	342,800
69	230,400	280,300	319,800	343,500
70	231,100	281,400	320,600	344,100
71	231,800	282,500	321,400	344,700
72	232,500	283,600	322,200	345,300
73	233,300	284,700	323,000	345,800
74	234,100	285,500	323,600	346,400
75	234,900	286,300	324,200	347,000
76	235,700	287,100	324,800	347,600
77	236,300	287,900	325,500	348,100
78	236,900	288,500	326,000	348,600
79	237,500	289,100	326,500	349,100
80	238,100	289,700	327,000	349,600
81	238,600	290,400	327,600	350,000
82	239,000	290,900	328,100	350,400
83	239,400	291,400	328,600	350,800
84	239,800	291,900	329,100	351,200
85	240,300	292,300	329,700	351,700
86		292,600	330,100	352,100
87		292,900	330,400	352,500
88		293,200	330,800	352,900
89		293,600	331,300	353,400
90		293,900	331,700	353,800
91		294,200	332,100	354,200
92		294,500	332,500	354,600
93		294,900	333,000	355,100
94		295,200	333,400	355,500
95		295,500	333,800	355,900
96		295,800	334,200	356,300
97		296,200	334,400	356,800
98		296,500	334,800	357,200
99		296,800	335,200	357,600
100		297,100	335,600	358,000
101		297,500	335,800	358,500
102		297,800	336,200	358,900
103		298,100	336,600	359,300
104		298,400	337,000	359,700
105		298,700	337,200	360,200
106			337,600	
107			338,000	
108			338,400	
109			338,600	
110			339,000	
111			339,400	
112			339,800	
113			340,000	

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる医療系技術職員に適用する。

□ 医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300
2	154,700	182,600	231,100
3	156,200	184,700	232,900
4	157,600	186,800	234,700
5	159,000	188,900	236,300
6	160,500	191,300	237,800
7	162,000	193,600	239,300
8	163,500	195,900	240,800
9	164,800	198,300	242,200
10	166,500	199,700	243,600
11	168,100	201,100	245,000
12	169,700	202,500	246,400
13	171,200	203,900	247,700
14	173,200	205,400	249,000
15	175,200	206,900	250,300
16	177,200	208,400	251,600
17	179,400	209,800	252,600
18	181,500	211,300	254,000
19	183,600	212,800	255,300
20	185,700	214,300	256,600
21	187,800	215,700	257,800
22	190,000	217,400	259,200
23	192,200	219,100	260,600
24	194,400	220,800	262,000
25	196,500	222,300	263,500
26	197,800	224,000	265,100
27	199,100	225,700	266,600
28	200,400	227,400	268,200
29	201,600	229,200	269,800
30	202,900	230,700	271,400
31	204,200	232,200	273,000
32	205,500	233,700	274,600
33	206,800	235,200	276,200
34	208,100	236,600	277,700
35	209,400	238,000	279,200
36	210,700	239,400	280,700
37	212,100	240,700	282,300
38	213,500	242,000	283,800
39	214,900	243,300	285,300
40	216,300	244,600	286,800
41	217,500	245,600	288,400
42	218,900	246,900	290,000
43	220,300	248,100	291,600
44	221,700	249,400	293,200
45	223,100	250,600	294,600
46	224,600	252,000	296,100
47	226,100	253,400	297,600
48	227,600	254,800	299,100
49	228,900	256,200	300,500
50	230,300	257,700	301,900
51	231,700	259,100	303,300
52	233,100	260,500	304,700
53	234,400	262,000	306,200
54	235,700	263,600	307,600
55	237,000	265,200	309,000
56	238,300	266,700	310,400
57	239,500	268,300	311,800
58	240,800	269,900	313,200
59	242,000	271,500	314,600
60	243,300	273,100	316,000
61	244,500	274,700	317,200
62	245,800	276,200	318,500
63	247,100	277,700	319,800
64	248,400	279,200	321,100
65	249,600	280,800	322,400
66	250,900	282,300	323,700
67	252,300	283,800	325,000

68	253,700	285,300	326,300
69	254,800	286,600	327,400
70	256,100	288,100	328,600
71	257,400	289,600	329,800
72	258,700	291,100	330,900
73	260,100	292,400	332,200
74	261,400	293,800	333,400
75	262,700	295,200	334,600
76	264,000	296,600	335,800
77	265,100	298,100	337,000
78	266,300	299,400	338,200
79	267,600	300,700	339,400
80	268,900	302,000	340,600
81	270,000	303,100	341,700
82	271,100	304,400	342,800
83	272,200	305,700	343,900
84	273,300	307,000	345,000
85	274,200	308,100	346,100
86	275,300	309,300	347,100
87	276,400	310,500	348,100
88	277,500	311,700	349,100
89	278,600	313,000	350,200
90	279,600	314,200	351,000
91	280,600	315,400	351,800
92	281,600	316,600	352,600
93	282,600	317,800	353,400
94	283,600	318,600	354,100
95	284,600	319,400	354,800
96	285,600	320,200	355,500
97	286,700	320,900	356,000
98	287,600	321,600	356,500
99	288,500	322,300	357,000
100	289,400	323,000	357,500
101	290,200	323,500	358,100
102	291,000	324,100	358,600
103	291,800	324,700	359,100
104	292,600	325,300	359,600
105	293,300	325,700	360,200
106	293,800	326,200	360,700
107	294,300	326,700	361,200
108	294,800	327,200	361,700
109	295,300	327,700	362,200
110	295,700	328,100	362,700
111	296,100	328,500	363,200
112	296,500	328,900	363,700
113	296,900	329,300	364,200
114	297,300	329,700	364,700
115	297,700	330,100	365,200
116	298,100	330,400	365,600
117	298,400	330,700	366,000
118	298,800	331,100	366,500
119	299,200	331,500	367,000
120	299,600	331,900	367,500
121	299,900	332,100	367,900
122	300,300	332,500	368,400
123	300,700	332,900	368,900
124	301,100	333,300	369,400
125	301,300	333,600	369,800
126	301,700	334,000	
127	302,100	334,400	
128	302,500	334,800	
129	302,700	335,100	
130	303,100	335,500	
131	303,500	335,900	
132	303,900	336,300	
133	304,100	336,600	
134	304,500	337,000	
135	304,900	337,400	
136	305,300	337,800	
137	305,500	338,100	
138	305,900	338,500	
139	306,300	338,900	
140	306,700	339,300	

141	306,900	339,600
142	307,300	340,000
143	307,700	340,400
144	308,100	340,800
145	308,300	341,100
146	308,700	341,500
147	309,100	341,900
148	309,500	342,300
149	309,700	342,600
150	310,000	343,000
151	310,300	343,400
152	310,600	343,800
153	311,000	344,100
154	311,300	
155	311,600	
156	311,900	
157	312,300	
158	312,600	
159	312,900	
160	313,200	
161	313,600	
162	313,900	
163	314,200	
164	314,500	
165	314,900	
166	315,200	
167	315,500	
168	315,800	
169	316,200	

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる看護職員に適用する。

#### 別表第4 指定職俸給表（第11条関係）

号俸	俸給月額
	円
1	726,000
2	782,000
3	840,000
4	919,000

備考 この表は、細則で定める教職員に適用する。

別表第5 特任教員俸給表（第11条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	81,100	102,300	132,700	158,100	204,000
2	82,150	103,400	134,250	159,800	205,250
3	83,150	104,500	135,800	161,550	206,500
4	84,150	105,600	137,350	163,300	207,750
5	85,150	106,650	138,900	165,100	209,050
6	86,400	107,750	140,300	166,850	210,300
7	87,650	108,850	141,700	168,600	211,550
8	88,900	109,950	143,050	170,350	212,800
9	90,150	111,100	144,450	172,150	213,950
10	91,550	112,300	145,900	173,800	215,200
11	92,900	113,500	147,350	175,450	216,450
12	94,250	114,700	148,800	177,100	217,700
13	95,600	115,850	150,100	178,750	218,850
14	96,550	117,050	151,400	180,000	220,000
15	97,500	118,250	152,650	181,300	221,200
16	98,450	119,450	153,900	182,600	222,400
17	99,450	120,550	155,100	183,950	223,650
18	100,350	122,100	156,500	185,100	224,850
19	101,250	123,650	157,900	186,250	226,050
20	102,150	125,200	159,300	187,400	227,250
21	103,050	126,750	160,600	188,500	228,500
22	104,000	128,300	162,000	189,550	229,700
23	104,950	129,850	163,400	190,600	230,900
24	105,900	131,400	164,800	191,650	232,100
25	106,900	132,900	166,050	192,650	233,350
26	107,950	134,400	167,300	193,600	234,550
27	109,000	135,900	168,550	194,550	235,750
28	110,050	137,400	169,800	195,500	236,950
29	111,050	138,900	171,000	196,500	238,150
30	112,200	140,250	172,100	197,400	239,350
31	113,350	141,600	173,200	198,300	240,500
32	114,500	142,950	174,300	199,200	241,700
33	115,700	144,250	175,450	200,100	242,900
34	116,650	145,700	176,600	201,000	244,050
35	117,600	147,100	177,750	201,900	245,200
36	118,550	148,500	178,900	202,800	246,350
37	119,500	149,900	179,950	203,600	247,500
38	120,550	151,050	181,000	204,450	248,500
39	121,550	152,200	182,050	205,300	249,500
40	122,550	153,350	183,050	206,150	250,500
41	123,600	154,450	184,050	207,000	251,550
42	124,550	155,050	185,000	207,850	252,500
43	125,500	155,650	185,950	208,700	253,450
44	126,450	156,250	186,900	209,550	254,400
45	127,350	156,800	187,900	210,300	255,400
46	128,300	157,400	188,800	211,100	256,350
47	129,250	158,000	189,700	211,900	257,300
48	130,200	158,600	190,600	212,700	258,250
49	131,000	159,100	191,550	213,500	259,250
50	131,650	159,650	192,450	214,150	260,150
51	132,250	160,200	193,350	214,800	261,100
52	132,900	160,750	194,250	215,450	262,050
53	133,400	161,350	195,050	216,050	263,050
54	133,950	161,900	195,850	216,600	263,900
55	134,500	162,450	196,650	217,150	264,750
56	135,050	163,000	197,450	217,700	265,600
57	135,650	163,550	198,150	218,300	266,500
58	136,250	164,100	198,900	218,850	267,150
59	136,850	164,650	199,650	219,400	267,800
60	137,450	165,150	200,400	219,900	268,450
61	137,950	165,700	201,100	220,450	269,100
62	138,500	166,250	201,850	221,000	269,600
63	139,050	166,800	202,600	221,550	270,100
64	139,600	167,350	203,350	222,100	270,600
65	140,100	167,850	204,050	222,600	271,000
66	140,650	168,400	204,650	223,100	271,450
67	141,200	168,950	205,250	223,600	271,900

68	141,750	169,500	205,850	224,100	272,350
69	142,250	170,000	206,450	224,650	272,800
70	142,800	170,550	206,950	225,150	273,250
71	143,350	171,100	207,450	225,650	273,700
72	143,900	171,650	207,950	226,150	274,150
73	144,350	172,100	208,450	226,700	274,600
74	144,900	172,600	208,900	227,200	275,050
75	145,450	173,100	209,300	227,700	275,500
76	146,000	173,600	209,750	228,200	275,950
77	146,450	174,150	210,100	228,700	276,400
78	146,950	174,650	210,400	229,050	276,850
79	147,450	175,150	210,700	229,400	277,300
80	147,950	175,650	211,000	229,750	277,750
81	148,500	176,150	211,300	230,150	278,200
82	148,950	176,650	211,600	230,500	
83	149,400	177,150	211,900	230,850	
84	149,850	177,650	212,200	231,200	
85	150,300	178,100	212,450	231,450	
86	150,750	178,450	212,750	231,800	
87	151,200	178,800	213,050	232,150	
88	151,650	179,150	213,350	232,500	
89	152,050	179,550	213,600	232,750	
90	152,400	179,850	213,900	233,100	
91	152,750	180,150	214,200	233,450	
92	153,100	180,450	214,500	233,800	
93	153,450	180,750	214,700	234,050	
94	153,750	181,000	214,950	234,400	
95	154,050	181,250	215,200	234,750	
96	154,350	181,500	215,450	235,100	
97	154,700	181,800	215,750	235,350	
98	155,000	182,050	216,000	235,700	
99	155,300	182,300	216,250	236,050	
100	155,600	182,550	216,500	236,400	
101	155,900	182,800	216,800	236,650	
102	156,150	183,050	217,050		
103	156,400	183,300	217,300		
104	156,650	183,550	217,550		
105	156,900	183,850	217,850		
106	157,100	184,100	218,100		
107	157,300	184,350	218,350		
108	157,500	184,600	218,600		
109	157,700	184,900	218,900		
110	157,900	185,150	219,150		
111	158,100	185,400	219,400		
112	158,300	185,650	219,650		

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる特任教員に適用する。

別表第6 特任教員俸給表（第11条関係）

号俸	俸給月額
	円
1	329,000
2	391,000
3	428,000
4	513,000

備考 この表は、細則で定める特任教員に適用する。

別表第7 初任給調整手当表（第27条関係）

期間の区分	手当の額
1年未満	50,000 円
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第27条第2項の職員となった日以後の期間を示す。

別表第8 管理職手当表（第26条関係）

区分	俸給表名	職務の級	手当の額
2種	一般職俸給表（一）	8級	94,000 <sup>円</sup>
		7級	88,500
4種	教育職俸給表（一）	5級	75,200
5種	一般職俸給表（一）	6級	62,300
		5級	59,500
	教育職俸給表（一）	5級	70,500
	教育職俸給表（二）	5級	66,400
4級		63,500	
6種	一般職俸給表（一）	5級	49,600
		4級	46,300
	教育職俸給表（一）	5級	58,700
	教育職俸給表（二）	5級	55,300
4級		52,900	
7種	教育職俸給表（一）	5級	47,000

別表第9 義務教育等教員特別手当表（第42条関係）  
教育職俸給表（二）の適用を受ける者

号俸 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
1から4まで	3,900 <sup>円</sup>	4,200 <sup>円</sup>	7,300 <sup>円</sup>	8,400 <sup>円</sup>	13,500 <sup>円</sup>
5から8まで	4,100	4,500	7,700	8,800	13,800
9から12まで	4,200	4,700	8,400	9,100	14,100
13から16まで	4,400	5,000	8,700	9,800	14,400
17から20まで	4,700	5,200	9,000	10,100	14,800
21から24まで	4,900	5,500	9,600	10,400	15,100
25から28まで	5,100	5,800	9,900	10,700	15,300
29から32まで	5,400	6,000	10,300	11,100	15,500
33から36まで	5,600	6,200	10,600	11,400	15,800
37から40まで	5,800	6,600	10,900	11,700	15,900
41から44まで	6,100	7,100	11,200	11,900	
45から48まで	6,300	7,400	11,500	12,200	
49から52まで	6,600	7,700	11,800	12,600	
53から56まで	6,800	8,300	12,200	12,900	
57から60まで	7,000	8,600	12,500	13,200	
61から64まで	7,200	8,900	12,700	13,500	
65から68まで	7,400	9,600	13,000	13,700	
69から72まで	7,700	9,900	13,300	14,000	
73から76まで	7,900	10,200	13,500	14,200	
77から80まで	8,100	10,500	13,700	14,400	
81から84まで	8,200	10,800	14,000	14,600	
85から88まで	8,400	11,100	14,100	14,800	
89から92まで	8,500	11,400	14,300	14,900	
93から96まで	8,700	11,600	14,400	15,100	
97から100まで	8,800	11,800	14,400		
101から104まで	9,000	12,200	14,500		
105から108まで	9,100	12,400	14,600		
109から112まで	9,200	12,600	14,700		
113から116まで	9,200	12,900	14,800		
117から120まで	9,200	13,100	14,800		
121から124まで	9,200	13,300	14,900		
125から128まで	9,200	13,400	15,000		
129から132まで		13,600			
133から136まで		13,700			
137から140まで		13,900			
141から144まで		14,000			
145から149まで		14,100			